

コモンウェルスにおける王冠

——リーディング・ケースを中心に——

松 田 幹 夫

一 はじめに

1 王冠の位置づけ

2 コモンウェルスの変貌

二 リーディング・ケース

1 一九八二年の *R v Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs, ex parte Indian Association of Alberta and*

others

(1) 事実

(2) 判決

(3) 意義

① 一七六三年布令から一九八二年憲法へ

② 王冠不可分から王冠可分へ

2 一九六七年の *R v Secretary of State for the Home Department, ex parte Shadoo Bhurosh and others*

3 一九七二年の *Mellenger and another v New Brunswick Development Corporation*

三 おわりに

一 はじめに

1 王冠の位置づけ

周知のように、日本国憲法一条は、国民主権を規定するとともに、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴 (the symbol of the State and of the unity of the people)」であると述べて、象徴天皇制をも規定する。象徴規定の先例として学界が「ぞつてあげるのは、一九三一年ウエストミンスター法 (Statute of Westminster 1931, 22 George V, c.4) (以下「ウエストミンスター法」) である。ウエストミンスター法の関連部分を摘記すると、次のようである。

王冠は、ザ・ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズのメンバーの自由な結合の象徴 (the symbol of the free association of the members) である。⁽¹⁾ ……メンバーは、王冠に対する共通の忠誠によって統一される (they are united by a common allegiance) (前文)。

ウエストミンスター法は連合王国議会の制定法であるが、王冠を連合王国だけの王冠としてではなく、ブリティッシュ・コモンウェルス全体の王冠として位置づけている規範であると認識しておかなければならない。⁽²⁾ そうである

からこそ、後述するように、王冠が可分であるか否かといった問題が、生じたのである。

2 コモンウェルスの変貌

公式文書として「ザ・ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズ」という用語を使った第一例は、カナダ・ドミニオンなどと同じ憲法的地位をもつアイルランド自由国を誕生させた一九二一年のグレート・ブリテン・アイルランド間条約 (Treaty between Great Britain and Ireland) である。その四条がアイルランド自由国議会メンバーによって行なわれる宣誓を規定するとともに、宣誓文の最後に、この用語を使った。第三例がウエストミンスター法であって、同法のベースとなった一九二六年バルフォア報告が、第二例として、「グレート・ブリテンおよびドミニオンから成る自治共同体 (self-governing communities) の集団」の地位および相互関係を定義した。³⁾

それは、王冠に対する共通の忠誠によって統合され、ザ・ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズのメンバーとして自由に結合するが、地位において平等であり、その対内または対外問題のどんな局面においても、一方が他方に決して従属しないイギリス帝国内の自治的共同体 (autonomous Communities) である。⁴⁾バルフォア報告は、ドミニオンという地位の性質を明確にして、ウエストミンスター法への道を舗装したと評価された。⁵⁾そのウエストミンスター法に戻ると、左の規定が、目につく。

本法で「ドミニオン」の表現は、次のドミニオン、すなわち、カナダ・ドミニオン (Dominion of Canada)、『オーストラリア連邦 (Commonwealth of Australia)』、『ニュージールランド・ドミニオン (Dominion of New Zealand)』、『南アフリカ連邦 (Union of South Africa)』、『アイルランド自由国 (Irish Free State)』および『ニューファ

ンドランド (Newfoundland) のどれかを意味する(二条)⁽⁶⁾。

当時のコモンウェルス・メンバーは、これら六ドミニオン・プラス・連合王国の七メンバーであり、七メンバーとも、元首としてジョージ五世をいただく白人国家であった。しかるに、現在、メンバーは五三に増加し、そのうち、エリザベスを元首としていただくメンバーは、一六カ国に過ぎない。⁽⁷⁾

コモンウェルス変貌の端緒を切り開いたのは、インドであった。一九四七年インド独立法 (Indian Independence Act 1947) によつて一九四七年八月一日にドミニオンとして独立していたインドが共和制憲法を採択する予定であるにもかかわらず、コモンウェルス残留を希望した。ロンドンで開催されたコモンウェルス首相会議 (Commonwealth Prime Ministers Meeting) が発表した一九四九年四月二七日の最終コミュニケは、こう述べた。

ザ・ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズのメンバーとして統合され、自由な結合の象徴でもある王冠に共通の忠誠を負う諸国である連合王国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、インド、パキスタンおよびセイロン政府は、インドにおける差し迫った憲法上の変化を審議した。

インド政府は、採択されようとする新憲法のもとでインドが主権独立共和国となるというインド国民の意図をザ・コモンウェルスの他の政府に通告した。しかしながら、インド政府は、ザ・コモンウェルス・オブ・ネーションズの完全なメンバースhipを継続したいというインドの願望、ならびに、国王を独立構成国の自由な結合の象徴、および、そのようなものとしてコモンウェルス首長 (as such the Head of the Commonwealth) として受け入れることを宣言および確認した。⁽⁸⁾

右のコミュニケからも明らかのように、このころから「ブリティッシュ」という形容詞が使われない傾向が、動

き出した。⁽⁹⁾

インドに続いて、パキスタン、ビルマおよびセイロンが独立し、イギリス帝国は、急速に分解して行った。それとともに、コモンウェルスという結合は、短期間のうちに、文化的に多様なグループ別に変型された。コモンウェルスのメンバースhipは、イギリスとの歴史的つながりをもつ国家に限定されていた。ところが、一九九五年、モザンビークが、連合王国または他のいずれかのコモンウェルス・メンバースhipといかなる憲法上の結びつきをもたない最初の国家として、コモンウェルスに加盟した。二〇〇九年には、旧ドイツ植民地でベルギーの信託統治地域であったルワンダが加盟した。⁽¹⁰⁾

コモンウェルスは、このように、顕著に変貌した。そうとすると、バルフォア報告およびウェストミンスター法に登場した王冠になんらか質的な変化が生じたのではないかといった推測は、容易に成立する。質的な変化は、このすぐあとでみるように、コモンウェルス成立前のイギリス帝国の時期から胚胎していた。過去への遡及は、本稿にとって、不可避の作業である。

二 リーディング・ケース

1 一九八二年の *R v Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs, ex parte Indian Association of Alberta and others* (以下「一九八二年判決」)

大法官ホールズベリー卿 (Lord Chancellor Halsbury) の名を冠したイングランド法の有権的なエンサイクロペ

ディアが「女王陛下のドミニオンにおける王冠の統合性および可分性 (unity and divisibility)」という項目の第二センテンス中の「植民地における女王陛下の政府は、連合王国における女王陛下の政府とは別とみなされるべきである」という部分で引用した判決が、本判決である⁽¹¹⁾。

(1) 事 実

記録長官デニング卿が認定した事実は、次のようである。

二〇〇年以上前の一七六三年、イングランド国王が、国璽が押された布令 (royal proclamation) を発した。その中で、彼は、カナダ・インディアンに厳粛な保障 (solemn assurances) を与えた。しかし、現在、インディアンは、その保障が拒否される危険に陥ったと感じる。彼らは、連合王国議会に提出されたカナダ法案 (Canada Bill) について不安を覚える。それのもとで、カナダの新憲法が、成立するであろう。インディアンは、法案提案者を信用しない。彼らは、法案が可決されると、彼ら自身の特別の権利および自由が減少または消滅させられる危険にさらされると考える。彼らは、救済のため、カナダの裁判所へ行かなかった⁽¹²⁾。

カナダ人は、本裁判所に来た。彼らは、二〇〇年前に与えられ、そのあと一〇〇年間条約で繰り返された保障は連合王国の王冠を拘束していたという。そこで、彼らは、本件を訴えるため、この国の裁判所に来る。彼らは、とくに、アルバータ、ノバ・スコシアおよびニュー・ブランズウィックから来る。しかし、他の州からの他のインディアンは、なにが起こるかを注意深くみている。その請求が連合王国に関する王冠に向けられるのを見て、彼らが本件を提起するためここに来る資格があると、私は、考える⁽¹³⁾。

問題は、外務・ロモンウェルス省 (Foreign and Commonwealth Office) に移された。「連合王国は、カナダ・

インディアンになんらかの条約または他の義務をもつか」。一九八〇年一月二一日。同省が与えた回答は、こう述べた。「否。すべての関連条約義務は、存続する限り、遅くともウェストミンスター法によって独立を達成するとともに、カナダ政府の責任となった」。インディアンは、その回答を争う。⁽¹⁴⁾

(2) 判 決

一九八二年一月二八日、控訴院は、上訴棄却の判決を与えた。

デニング卿が展開した意見は、左記のようである。

原始社会の孤独は、イングランド人の到来によって乱された。彼らは、一七七四年のキャプテン・クックのよう
に探検家として、または、東インド会社のように貿易会社として、または、バージニアおよびマサチューセツクを
建設した人々のように入植者として到来した。イングランド人は、どこにおいても、イングランド王冠の代表者と
して到来した。彼らは、イングランド人の権利をともなった。彼らは、王冠に忠節であり、忠節特許状 (Foyal
charter) のもと、王冠の直接の権威とともに行動した。こうして、一六〇〇年には東インド会社特許状、
一六〇六年にはサー・エドワード・クックによって引き出されたバージニア第一特許状、一六二九年にはマサ
チューセツク湾特許状などが、存在した。⁽¹⁵⁾

われわれの長い経験は、先住民族をどう扱うべきかをわれわれに教えた。公序の問題として、彼らの法および慣
習を非常に尊重すること、ならびに、平和および善良な秩序という利害に必要な場合を除いて、彼らに決して干渉
しないことが、第一に重要であった。先住民族の権利を確保すること、および、利己主義などを押しつけないこと
を観察するのは、イングランド王冠および王冠を代表する人々の責任であった。⁽¹⁶⁾

一八および一九世紀、王冠は一個かつ不可分 (one and indivisible) であるというのが、憲法上の確定的ドクトリンであった。植民地は連合王国とともに一つの国土 (realm) を形成し、その全体が、王冠の主権下におかれた。王冠は、それが適当と考えるような行政・立法・司法の配分を確立する全権をもった。これらの権限を行使するにさいして、その国またはその本来の定住地の平和および秩序と抵触する場合を除いて、その国の先住民族がその国の何世紀にもわたる慣習により権利および特権を与えられるということを保証することが (現地での代表者を通じて) 王冠の義務であつて、カナダでは、一七六三年布令においてもつと顕著に立証される⁽¹⁷⁾。

同布令に先行する事件の中でターニング・ポイントとなつたのは、イングランド・フランス間の七年戦争であつた。一七六三年のパリ条約のもとで、フランスは、以前に取得していたすべての権利を引き渡した。一七六三年布令は、高度の憲法的重要性を認められ、八〇年前のイングランドにおけるわれわれ自身の権利章典に匹敵する権利章典であるとインディアンによつてランクづけられた。それは、「太陽が昇り川が流れる限り」王冠を拘束して⁽¹⁸⁾いた。

一八六七年イギリス領北アメリカ法 (British North America Act 1867) (以下「一八六七年法」) は、オンタリオ、ケベック、ノバ・スコシアおよびニュー・ブランズウィック州がカナダという名称で一つのドミニオンに合同することを布告した。それは、他の植民地がその後合同に加入することを承認する権限を含んだ。それは、連邦政府を設立した。それは、一〇〇年以上継続することとなる成文憲法を包含した。それは、九条において、カナダに対する⁽¹⁹⁾ 行政府および行政権は継続して女王に与えられると宣言した。総督は、女王の代表者であつた。

一八六七年法は、どのようにしてインディアンに影響したか。九一条二四項は、インディアンおよびインディアンに留保された土地のために立法する排他的権限をドミニオン議会に与えた。九一条二四項は、それ以外、インディ

アン問題について沈黙した。しかし、私は、一七六三年布令をいまなお拘束力あるものとみなすことに疑問をもたない。それは、いうまでもなく、不文規定である。それは、制定法に次の文章が含まれるように、ドミニオンおよび州の立法府を拘束していた。「カナダ先住民族は、一七六三年布令によって承認された権利および自由のすべてをもち続ける」⁽²⁰⁾。

一八六七年法後、カナダの大部分のインディアンとのあいだにすべての州に影響する重要条約が、締結された。条約によって、インディアンは彼らの土地の多くを王冠に譲り渡し、代わりに、王冠は、条約に明記されるインディアンの義務を引き受けた。条約のもとでの義務は、王冠の義務であり続けた。これら条約義務は、王冠すなわち当時連合王国の王冠であって、単一かつ不可分の (single and indivisible) 王冠の義務であった。⁽²¹⁾

一九二九年、ドミニオン政府とアルバータ州政府のあいだで、協定が、締結された。類似の協定が、マニトバ、ブリティッシュ・コロンビアおよびサスカチワン州とのあいだで、締結された。協定は、あらゆる場合に、カナダ議会および州立法府による承認ならびに連合王国議会による確認が、必要とされた。一九三〇年イギリス領北アメリカ法 (以下「一九三〇年法」) によれば、連合王国議会は、これらの協定に法としての効力を与えた。それは、カナダが州のインディアンとの条約のもとでの義務を果たさなければならないことを認めた。⁽²²⁾

しかしながら、法は、二〇世紀前半、制定法によってではなく、憲法上の慣行および実行 (constitutional usage and practice) によって変化した。王冠は、王冠を主権者とする特定の直轄地に応じて、個別かつ可分 (separate and divisible) となった。それは、グレート・ブリテンおよびドミニオンの地位の歴史的定義である前記バルフォア報告の「……王冠に対する共通の忠誠……イギリス帝国内の自治的共同体」という文句で承認された。バルフォア報告では、「ドミニオンの総督は、ドミニオンの公的問題の管理に関して、グレート・ブリテンにおける国王陛下

下によって保持されるのと同じ立場をすべての本質的な点で保持する王冠の代表であるということ、ならびに、彼はグレート・ブリテンにおける国王陛下下政府および同政府のいずれかの部局の代表者または代理人ではない」ということも、合意された。このあと、王冠は、もはや単一かつ不可分でなくなつた。この重要な変化の結果、私は、以前王冠を無制限に拘束していた義務はいまや可分的なものとして扱われるべきであるという意見をもつ。⁽²³⁾

ウェストミンスター法は、ドミニオンに相当な独立性を与えた。しかし、七条一項において「本法のなにももの、一八六七年および一九三〇年法を廃止・改正・変更するために適用されるとみなされない」と規定する明示的制限を設けた。法的論点からみると、廃止・改正・変更する権限は、依然、連合王国議会に依存する。厳格な憲法では、カナダ・ドミニオンは、完全に独立していない。それでも、すでにいったように、王冠は、個別かつ可分であつた。⁽²⁴⁾

カナダ法案は、カナダに完全独立を与えるよう企図される。それは、一九八二年憲法 (Constitution Act 1982) によつて処理されるべきである。もはや、連合王国議会は、カナダに拡張するなんらかの法を成立させるなんらの権限をもたないであろう。もはや、一八六七年法および一九三〇年法を改正・廃止・変更する権限をもたないであろう。しかし、ドミニオン議会は、そうする権限をもつであろう。これは、カナダのために連合王国議会によつて制定される新憲法を設けることによつて処理されるべきである。新憲法は、権利および自由の憲章を含む。それは、先住民族に権利および自由を保障する。⁽²⁵⁾

インディアンは、王冠、つまり、本来は連合王国に関する王冠であり、現在はカナダに関する王冠であるが、とにかく王冠によつてその権利および自由が保障されて来たということができるであろう。議会は、これら保障の価値を軽減するなにかをなすべきではない。彼らは、「太陽が昇り川が流れる限り」、カナダに関する王冠によつて名

譽を与えられるべきである。この約束は、決して破られてはならない。⁽²⁶⁾

(3) 意 義

① 一七六三年布令から一九八二年憲法へ

カナダ・インディアンは、連合王国議会上に提出されたカナダ法案によって一七六三年布令で保障された権利・自由が侵害されるのではないかと考え、カナダの裁判所ではなくて連合王国の裁判所に出訴した。ところが、外務・コモンウェルス省は、すべての関連条約義務はウェストミンスター法によりカナダ政府の責任となったという立場をとった。

しかし、インディアンの不安は、払拭された。なぜなら、一九八二年憲法となったカナダ法案は、二五条において、廃止または減少するよう解釈されるべきではない先住民族の条約上の権利またはその他の権利もしくは自由の中に一七六三年布令によって承認されていた権利・自由を含めたからである (a)項)。それだけではなく、三五条においても、先住民族の現行の先住民族としての権利および条約の権利は承認かつ確認されると念を押しした(1)項)。しかも、これら二五条および三五条の条文は、本判決において再現された。⁽²⁷⁾

なお、インディアンが依拠した権利の源泉である条約について、カー控訴院裁判官 (Kerr J.J.) は、王冠とインディアン集団 (Bands) とのあいだに締結された「いわゆる条約 (so-called 'treaties)」と表現し、インディアンとの関連協定は「条約」として知られているものの、「国際公法上の条約ではない。それらは、主権国家間の条約ではない」と断定した。⁽²⁸⁾

第二次大戦後の重要条約としてカウントされる一九六九年ウィーン条約法条約に照らすと、条約は「国の間に

いて文書の形式により締結」と定義される(二条一項(a))。したがって、「国」ではないインディアンが王冠と締結した合意は、条約の名に値しないこととなる。デニング卿が結論部分で「約束は、決して破られてはならない」と述べたのも、条約の本質を意識したためかも知れない。いずれにせよ、同卿がイングランドの権利章典に匹敵するとまで評価した一七六三年布令は、その根幹部分において、一九八二年憲法に生き残った。

② 王冠不可分から王冠可分へ

判決が「王冠は……個別かつ可分となった」と初めて述べたのは、一九二六年バルフォア報告の直前であって、このことは同報告によって承認されたとも述べるが、王冠可分をもたらした契機がなんであるか、不明確である。そこで、契機を戦争開始に求めるのも、一つの方法である。すなわち、一九一四年八月四日、駐ベルリン・イギリス大使は、ドイツがベルギー国境侵犯をこれ以上続行しないという保障を夜半までに与えることができなければ、イギリス政府はベルギー中立を維持するために自国の力の及ぶすべての措置をとらざるを得ないと考えるという文書をドイツ外相に手渡したが、この手続は、それより七年前の一九〇七年に署名された「開戦二関スル条約」一条に規定される「最後通牒」に該当した。

このイギリス本国の最後通牒がドミニオンを含むイギリス帝国全体を戦争状態においた現実をさし挟む余地はなく、この現実を、敵国ドイツさえも、容認した。一九一四年八月二三日、ドイツ外務省は、「ドイツは、全イギリス植民地と戦争状態にあると考えなければならぬ」と告知した。こうして、王冠不可分が、例証された。⁽²⁹⁾

第二次大戦開戦の場合、第一次大戦開戦の場合と同様、最後通牒の形式をとって、イギリスは、ドイツとの戦争状態にはいった。ただし、第二次大戦開戦の場合、最後通牒は、二重に発せられた。まず、一九三九年九月一日、

ドイツがポーランドに対するすべての侵略行動を中止し、その兵力をポーランドから撤退させる用意がないならば、グレート・ブリテンはポーランドへの義務を履行するであろうという公文が、ドイツ政府に送付された。次いで、九月三日午前九時、イギリス大使は、同趣旨の保障が午前十一時までに到達しないならば、同時刻から両国間に戦争状態が存在するであろうとドイツ政府に通告した。回答がなかったので、駐ロンドン・ドイツ代表は、両国間に戦争状態が存在すると、同時刻に通告された。

カナダでは、九月七日、総督が、次のように、議会で演説した。「連合王国は、ドイツとの戦争に従事しています。カナダ防衛のため、および、……国際紛争解決のさい……武力に訴えることを妨げる……ため、必要な措置についての権限を政府が要請する目的で、あなたがたは、もつとも早い機会に召集されました」。戦争への積極的参加を打ち出した総督演説は、九月九日、下院で承認された。内閣は、その夕方、会合し、枢密院で総督の同意を得た上、布告によって九月一〇日からカナダ・ドイツ間での戦争状態を宣言することを国王に請願する権限を首相に与える枢密院令を承認した。国王に請願を提出せよとの訓令は、駐ロンドン・カナダ高等弁務官に海底電線で通信され、国王の裁可を伝える彼の回答は、九月一〇日午前十一時一五分、オタワで受信された。布告は、午前一二時四〇分、カナダ官報特別版に発表された。このように、イギリスの参戦が九月三日であったのに対し、カナダの参戦は、九月一〇日であった。第一次大戦開戦時と異なり、例証されたのは、王冠可分である。⁽³⁰⁾

なお、第一次大戦終結のさい、駐パリ・コモンウェルス代表団に宛てたカナダのボーデン首相の一九一九年三月一二日付けメモランダムは、「王冠は、連合王国およびすべてのドミニオン⁽³¹⁾の最高政府であるが、別々の憲法的単位内で別々の閣僚の助言に基づいて行動する」と明記した。これは、王冠可分の先駆的現象かも知れない。

ところが、ウエイドおよびフィリップスは、一九四八年の著作において、「王冠は、帝国の一本の実効的なきず

なであり続けており……コモンウェルス全体で一個かつ不可分⁽³²⁾と書いた。第二次大戦開戦時の現実を無視した時代遅れの説である。

このあと、本判決の先例となった二件を概観しておく。

2 一九六七年 *GR v Secretary of State for the Home Department, ex parte Shadoo Bhurosh and others* (以下「一九六七年判決」)

モリリシヤス人である申立人は、モリリシヤス・パスポート庁が発行した現在通用中のパスポートの所持人であった。パスポートのカバー内側には、「モリリシヤス総督は、所持人になんの障害もなく自由に通行させ、必要であるような援助および保護を所持人に与えることを関係者すべてに対し女王陛下の名において要請および要求する」という文言が、あった。各パスポートは、「本パスポートは、依然、連合王国における女王陛下政府の財産であり、いかなるときでも撤回される」という注意を含んでいて、「グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国」という透かしを入れた。

申立人は、一九六二年コモンウェルス移民法 (*Commonwealth Immigrants Act, 1962*) のもとで連合王国入国を拒否されたので、人身保護令状 (*writs of habeas corpus*) を請求し、一九六二年法は自分たち自身に適用されないと主張した。彼らは、連合王国パスポートを所持する連合王国および植民地市民 (*citizens of the United Kingdom and Colonies*) であるため、同法の規定から免除されるというのである。同法によれば、「連合王国パスポート」は、「連合王国によって所持人に発行されるパスポート」と定義された。

申立人は、一九六二年法で定義される連合王国パスポートを所持しなかった。なぜなら、(王の大権のもとで発

行された)パスポートは、モーリシャスではモーリシャス女王である女王の名においてモーリシャス総督によりモーリシャスで発行されたからである。こうして、これらのパスポートは、連合王国政府によって発行されなかった。⁽³³⁾
一九六七年八月一六日、控訴院は、上訴を棄却した。

3 一九七一年の Mellenger and another v New Brunswick Development Corporation (以下「一九七一年判決」)

カナダ市民である原告は、ニュー・ブランズウィックに商業企業体を紹介したことに對する手数料を被告であるニュー・ブランズウィック開発公社に請求する令状を申請した。公社は、ニュー・ブランズウィックの権限で女王陛下のために公社を設置した一九五九年ニュー・ブランズウィック開発公社法によって設立された。同法の規定は、公社とニュー・ブランズウィック政府、すなわち、職務上当然に取締役となる産業相 (Minister of Industry) からのあいだに密接な関係があることを示した。同法は、公社が資本を発行せず、その主たる権限がニュー・ブランズウィック州の産業開発その他を援助することであると規定した。

公社は、同法のもとで、工業・商業または農業ビジネスを営む権限をも有したが、實際上、通常の貿易または商業に従事するこの権限を行使せず、商務省 (Board of Trade) のような政府部局がイングランドで行なったような方法で州の産業開発を促進することに、その業務を限定した。証拠は、問題の取引に関して、ニュー・ブランズウィック首相が指導的役割りを演じたこと、および、取引に法的に巻き込まれていたのがニュー・ブランズウィック政府であつて公社ではなかつたことを示した。

一九七一年二月一六日、控訴院は、被告の公社が主権免除で訴答する資格をもつと判決した。(i) カナダの州はカナダの連邦憲法のもとにあるにせよ、ニュー・ブランズウィック州は、それ自身の領域では、それ自身の独立および

び自治を保持する。こうして、主権国家は、それ自身の権利として、主権免除を請求する資格をもつ。(ii)被告公社は、主権免除を利用できる。なぜなら、それを設立した一九五九年法の明示的規定によれば、それは政府部局と同じ地位にあるからであり、同法から離れても、實際上遂行された法人の機能はニュー・ブランズウィック政府の政策遂行を示したからである。⁽³⁴⁾

三 おわりに

先例二件中、一九六七年判決は、「モーリシヤスではモーリシヤス女王……」を強調した。「可分」の語も「不可分」の語も使わなかったが、そこから王冠可分を引き出すのは、妥当である。また、一九七一年判決は、「カナダの州はカナダの連邦憲法のもとにあるにせよ、……それ自身の独立……を保持する」と主張した。これについて、デニング卿は、「女王は、ニュー・ブランズウィック州の女王であつて、同州は国家免除を受ける資格がある」と、パラフレーズした。だが、ニュー・ブランズウィック州の主権国家性は、疑問である。⁽³⁵⁾

前記のように、一九四九年四月二七日の最終コミュニケには、「王冠に共通の忠誠を負う」という語句が、みえた。ところが、それから半月もたたない五月一〇日のインドでの放送において、ネール首相は、「私たちは、この自由な結合の象徴的首長(symbolic Head)として国王を考慮することに合意しました。しかし、国王は、ザ・コモンウェルスでは、その地位に付着する任務を帯びません。インド憲法が関する限り、国王はなんの位置ももたず、私たちは、彼に忠誠を負いません⁽³⁶⁾」と語った。植民地インドから分離・独立したパキスタンの初代首相サー・リーアーカト・アリ・カーンも、「忠誠がもはやコモンウェルスのメンバーシップにとつて本質的要件を構成しないことは、

明らかである⁽³⁷⁾」と同調した。ネールの態度を食言として批判する声は、起こらなかった。

しよせん、共通の忠誠は王冠可分に対して正当化されず、代わって登場したのが「コモンウェルス首長」と考えていいであろう⁽³⁸⁾。このタイトルが、一九四九年、ジョージ六世に初めて与えられたとき、野に下っていたチャーチル(保守党)は、それは王冠の地位を低下させず、むしろ上昇させたと前向きに受けとめた⁽³⁹⁾。しかし、アトリー首相(労働党)は、残念に思ったであろう。なぜなら、彼は、インド独立法案を審議した一九四七年七月一〇日の下院において、「この国によるなんらかのコントロールからすべての点で完全に自由ですが、主権者に対する共通の忠誠によつて統合された……ドミニオンを設立します⁽⁴⁰⁾」と、熱弁をふるっていたからである。

こうして、王冠の忠誠面は、空文化した。それでは、王冠の象徴面はどうであるかというと、前記のように、一九四九年の最終コミニケは、「自由な結合の象徴」を前半において「王冠」としながら、後半において「国王」とした。インドという共和制に関連をもたない憲法的含意なる不自然さが、歓迎されなかった。国王は、当時のコモンウェルス全メンバ―の国家元首であり、それとのアナロジーで「コモンウェルス首長」が採用された。その役割を果たすには、王冠ではなく、君主自身が、適切な選択であった⁽⁴¹⁾。王冠の象徴面も、稀薄化した。

二〇一八年四月、ロンドンでコモンウェルス首脳会議が開催され、チャールズ皇太子が次のコモンウェルス首長となるであろうことが、合意された。二年後、ルワンダで開催される首脳会議に、エリザベス女王は出席しないと予想される⁽⁴²⁾。イギリス王室にも、コモンウェルスにも、世代交代の風が、吹き始めた。

(1) R. M. Dawson (ed) *The Development of Dominion Status 1900-1936* (1937) 411.

(2) 伊藤正己『憲法第三版』(平成七年)二二二ページは、ウェストミンスター法をブリティッシュ・コモンウェルスの「憲

法ともいえる文書である」と解した。また、三谷太一郎教授(日本政治外交史専攻)は、「憲法学者も政治学者も、象徴天皇の位置付けや任務について、あまり踏み込んだ議論をしてこなかった」と指摘された。『朝日新聞』平成二八年八月一八日一面。

- (3) S. R. Mehrotra “On the Use of the Term ‘Commonwealth’.” *Journal of Commonwealth Political Studies* 2 (1963) 12; 松田幹夫『国際法上のコモンウェルス』(平成七年) 一三四—一三五、一三六ページ。
- (4) Dawson (ed) *op cit* 331.
- (5) A. Palmer *Dictionary of the British Empire and Commonwealth* (1996) 26.
- (6) Dawson (ed) *op cit* 412.
- (7) 『世界年鑑二〇一八』八四ページ。
- (8) N. Mansergh (ed) *Documents and Speeches on British Commonwealth Affairs 1931—1952* II (1953) 846.
- (9) 松田・前掲・一六ページ。Sir William Dale *The Modern Commonwealth* (1983) 40.
- (10) C. Steinorth “Commonwealth.” *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law* II (2012) 463—464; したがって、「コモンウェルスは、イギリスおよびイギリスの植民地であった……主権国家によって構成される」とした国際法学会編『国際関係法辞典第二版』(平成一七年) 三九四ページの記述は、訂正されなければならない。
- (11) *Halsbury’s Laws of England* (4th edn Reissue) 8 (2) (1996) para 716 n 2.
- (12) [1982] 2 All ER 122.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*
- (15) *Ibid* 123.
- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid* 123—124.
- (19) *Ibid* 125.

- (20) *Ibid.*
- (21) *Ibid* 126, 127.
- (22) *Ibid* 127.
- (23) *Ibid* 127 - 128.
- (24) *Ibid* 128.
- (25) *Ibid* 129.
- (26) *Ibid* 129 - 130.
- (27) *Ibid* 129 ; 二五条および三五条の翻訳は、高橋和之編『新版世界憲法集第二版』(平成二四年)一四五、一四八ページに準拠した。
- (28) [1982] 2 *All ER* 130, 131 ; J. Crawford "Decisions of British Courts during 1982 Involving Questions of Public or Private International Law" *The British Year Book of International Law* 1982 255.
- (29) 松田・前掲・七七、八〇ページ。
- (30) 松田・前掲・一四九—一五〇、一六一—一六二ページ。
- (31) D. P. O'Connell "The Crown in the British Commonwealth" *The International and Comparative Law Quarterly* 6 (1957) 110.
- (32) *Ibid* 121.
- (33) [1967] 3 *All ER* 831 - 832.
- (34) [1971] 2 *All ER* 593.
- (35) [1982] 2 *All ER* 128; 松田幹夫「国家免除における政治的区分の問題」『獨協法学』五七号(平成二四年)二〇—二二ページ。
- (36) H. J. Harvey *Consultation and Co-operation in the Commonwealth* (1952) 26.
- (37) O'Connell *op cit* 121.
- (38) *Ibid* 123 ; M. M. Ball *The "Open" Commonwealth* (1971) 13.

- (39) N. Mansergh *Survey of British Commonwealth Affairs: Problems of Wartime Co-operation and Post-War Change 1939-1952* (1958) 373.
- (40) *Supra* n (8) 685, 689.
- (41) Dale *op cit* 35. 松田幹夫「一九三一年ウェストミンスター法前文における「王冠」有倉遼吉先生還暦『現代憲法の基本問題』(昭和四九年)三〇七—三二二ページ。
- (42) *The Times* April 21 2018 p. 12.